



Title	売主の適合物引渡義務と瑕疵担保責任 : フランス法における二元的構成
Author(s)	下田, 由紀
Citation	関西大学法学論集, 59(6): 1475-1497
Issue Date	2010-03-10
URL	http://hdl.handle.net/10112/1665
Rights	
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	publisher

売主の適合物引渡義務と瑕疵担保責任

——フランス法における二元的構成——

下 田 由 紀

目 次

- I はじめに
 - II フランスにおける売主の基本的義務
 - 一 適合物引渡義務 (obligation de délivrance)
 - 二 担保義務 (obligation de garantie)
 - 三 適合物引渡義務と瑕疵担保の交錯
 - III フランスにおける売主の基本的義務の時的区分
 - 一 留保のない受領 (reception sans réserve)
 - 二 受領 (reception)
 - IV おわりに
 - 一 フランスの通説とわが国の法定責任説・債務不履行責任説の比較
 - 二 検討委員会試案に関する若干の考察

I はじめに

わが国の民法五七〇条に規定された瑕疵担保責任の適用範囲について、わが国の判例は、「受領」の法理を用いた解決策を採用している。

判例は、まず、給付の受領時を規準とした上で、給付の受領前であれば、買主は債務不履行責任を主張することが

売主の適合物引渡義務と瑕疵担保責任

できるとし、給付の受領後であり、かつ、瑕疵の存在を知らなかった場合には、瑕疵担保責任を追及することができる⁽¹⁾。その後、判例は、受領概念を認識可能性の点で発展させ、履行認容受領時を規準時とすに至った⁽²⁾。すなわち、種類物売買において隠れた瑕疵があった場合、買主が給付を受領しても、瑕疵の存在を認識した上でそれを履行として認容していない限り、債務不履行の効果を主張できるとした。

判例が採用した「受領」の法理を基礎として瑕疵担保責任を捉える学説が、近年、有力に主張されている⁽³⁾。このような学説は「時的区分説」と総称されている⁽⁴⁾。時的区分説は、「受領」によって債務不履行責任と瑕疵担保責任を区分する。そして、その主張の中心の一つは、売買目的物の「受領」に承認の要素を取り込むこと、つまり、「受領」に買主が行った履行認容の意思的要素を含ませることにある。買主が「受領」したにもかかわらず、その後隠れた瑕疵があった場合、売主は、買主に対して、瑕疵担保責任を負うものとする。

このように、瑕疵担保責任の適用領域について、わが国の判例と時的区分説は、一定の時点以降に認められる売主の責任として瑕疵担保責任を位置づけている。これに対して、フランス法において通説とされている見解でも一定の時点以降、つまり、買主による留保のない受領の前で、債務の不履行責任と瑕疵担保を区分する。買主が留保のない受領をすれば、受領以後、買主は債務の不履行責任を売主に問うことができず、売買目的物に隠れた瑕疵があった場合、買主は、売主に、瑕疵担保を追及することができる。このようなフランス法における「留保のない受領」を規準とする債務の不履行責任と瑕疵担保の二元的構成を、わが国における民法での解釈論の参考となりうるものとして紹介することが本稿の目的である⁽⁵⁾。

そこで、フランス法における二元的構成をみるにあたり、以下では、まず、フランスにおいて売主の基本的義務と

されている適合物引渡義務 (obligation de livraison) と担保義務 (obligation de garantie) を俯瞰する (II)。そして、適合物引渡義務と担保義務の一つである瑕疵担保の適用領域の区分は、前述したとおり、買主による留保のない受領によるものとされていることから、この留保のない受領による両者の時的区分に関して、詳細を明らかにする (III)。

II フランスにおける売主の基本的義務

売主の基本的義務については、フランス民法典に明文の規定がおかれている。⁽⁶⁾ フランス民法典一六〇三条において、「売主は、売買目的物を引渡す義務および担保する義務の二種類の基本的な義務を負う」と規定されている。現在のフランスの通説によれば、同条に基づき売買における売主の基本的義務は、適合物引渡義務 (obligation de livraison) および担保義務 (obligation de garantie) であると考えられている。これらの基本的義務に加えて、付随的義務として、情報提供義務 (obligation de renseignement) および安全義務 (obligation de sécurité) が認められていることについて、解釈上承認されている。

以下では、まず、適合物引渡義務について述べる (一)。そして、次に、担保義務の一つである瑕疵担保 (garantie des vices cachés) について述べる (二)。最後に、買主の利益保護に重点が置かれたことで生じた適合物引渡義務と瑕疵担保の交錯について述べる (三)。

一・適合物引渡義務 (obligation de délivrance)

フランス民法典一六〇三条に規定された第一の売主の基本的義務は、引渡義務 (obligation de délivrance) である。この引渡義務は、売買の履行期に、売主が売買目的物を売買契約に適合的な物にした上で、その物を買主の引取に適した状態にして、買主にその物を引渡す義務であると解釈されている。⁽⁷⁾ この適合物を引渡す義務を以下からは適合物引渡義務と訳することとする。

フランス民法典一六〇四条は、引渡し (délivrance)⁽⁸⁾ について、「買主の支配 (puissance) および所持 (possession) の売買目的物の移転 (transport de la chose vendue)」と規定しているが、学説は、これを適合物の引渡しと解釈している。

フランス民法典一六〇四条で用いられているポセシオン (possession) は、一般に占有または占有権とも解されているが、本条文に関して、学説では、所持の意味と解している。なぜなら、物を引き渡す義務 (obligation de livrer la chose) を定めたフランス民法典一一二八条によれば、「物を引渡す義務は、当事者の合意によってのみ完全となり、「引渡しが行われなかった場合でも、物を引渡すべきであったときから、直ちに債権者を所有権者とし、その物を債権者の危険におく」とされているからである。つまり、所有権および占有権は、売主が買主へ売買目的物を引渡す時に移転するのではなく、合意時に移転する。⁽⁹⁾ したがって、一一二八条の規定に従い、買主は、売主が売買目的物を引渡す前からその物の所有権者かつ占有権者となり、その物が買主の手にまだ置かれていなかったとしても、危険を負担しなければならない。これに対して、売主は、所有権者である買主のために売買目的物を保管する一時的な所持者 (détenteur)⁽¹⁰⁾ となる。そのため、一時的所持者である売主は、所有権者である買主に対して、契約に

適合的な売買目的物を引渡すことによって、買主にその物の所持の移転を行うものと解されている。⁽¹¹⁾

さらに、売買について定められたフランス民法典一五八三条においても、「売買は、物がいまだ引き渡されておらず代金がいまだ支払われていない場合であっても、物及び代金について合意する時から当事者間において完成され、買主は売主に対する関係で当然に所有権を取得する」と規定している。この条文からも、買主は、合意の時から、法上当然、かつ、直接に、所有権が移転することが分かる。ここでも、買主に物が引き渡されていないこと、および、代金が支払われていないことは関係ない。つまり、物が買主のもとにあるのが売主のもとにあるのが関係なく、当事者間で合意がなされることによって、買主は所有権者となる。⁽¹²⁾

このように、一一三八条と同じく、一五八三条の条文からも、所有権および占有権は、当事者間の合意によって、すでに買主へ移転していることが分かる。そのため、売主は、所有権者である買主に対して、契約に適合的な物を引渡さなければならぬ。これが適合物引渡義務とされているのである。売主の適合物の引渡しに対して、買主はその物を慎重に注意を尽くして検査し、契約に適合的であると判断した場合にはその物を引き取らなければならない、つまり、引取義務を負うものと解されている。⁽¹³⁾ 引取義務は合意の結果、買主に所有権が移転し、その合意に適合的な売買目的物が売主によって引渡された以上、買主は引き取らなければならないという義務である。

判例もまた適合物引渡義務を売主の基本的義務と承認しているものであると、学説は解している。⁽¹⁴⁾

これまでの所有権および占有権の移転に関する記述は、特定物売買を念頭においたものである。種類物が売買目的物となる場合において、合意時に所有権および占有権は移転しない。所有権および占有権の移転は、合意後の売買目的物の特定(individualisation)の時に生じ、この時に危険も移転する。種類物の特定については、フランス民法典

一五八五条によつて、「商品が一括してではなく、重量、個数または寸法によつて売却されるときは、売買は、売買目的物が計量され、数えられ、または測定されるまで売主の危険に属するという意味でなんら完全ではない」と規定されている。フランスの学説は、売買目的物が契約で合意された数量に応じて分離された時に特定されると理解している。⁽¹⁵⁾

二. 担保義務 (obligation de garantie)

第二の売主の基本的義務として、フランス民法典一六〇三条は、担保義務 (obligation de garantie) を規定している。担保義務について、フランス民法典では、追奪担保 (garantie d'éviction) と瑕疵担保 (garantie des vices cachés) が規定されている。まず、追奪担保 (garantie d'éviction) は、他者に物を奪われた際の物の平穏な使用について売主が負う担保義務であり、フランス民法典一六二六条ないし一六四〇条に規定されている。そして、瑕疵担保 (garantie des vices cachés) は、物を使用することが妨げられた際の物の有用な使用について売主が負う担保義務⁽¹⁶⁾であり、フランス民法典一六四一条ないし一六四九条に規定されている。

瑕疵担保は、フランス民法典一六四一条において、「売主は、予定した使用に不適當となるような売買目的物の隠れた欠陥 (défauts cachés)、すなわち買主がそれを知っていた場合には取得しなかったか、または、より低い価額しか支払わなかったであろうほどにその使用を損なうような隠れた欠陥を理由として、担保義務を負う」と規定されている。

瑕疵担保の要件はつぎの三点である。まず、① 一六四一条において、売買目的物に瑕疵が存在しているため、そ

の売買目的物が通常の使用に適さないことが明文でもって定められている。そして、② 一六四一条において、「隠れた欠陥を理由として担保義務を負う」と規定され、一六四二条において、「売主は、表面の瑕疵、および買主自らが認識しえた瑕疵について、義務を負わない」と規定されていることから、瑕疵が売買時に隠れていることが要件として導き出される。さらに、③ 一六四一条および一六四二条には規定されていないが、瑕疵担保以外の規定から解釈により導き出される要件として、瑕疵が売買より以前に存在していること（瑕疵の先行性）があげられる。すなわち、売買において、通常は、売主から買主への所有権の移転より前に、瑕疵が存在していなければならぬ。この瑕疵の先行性について、フランス民法典に明文の規定はない。しかし、前述のフランス民法典一一三八条の規定により、所有権移転型の契約において、不可抗力による目的物の滅失または毀損があった場合、物の所有権者となった取得者は危険を負担するという危険負担の所有者主義がとられる。この条文から、危険の移転より前に瑕疵が存在していたこと、つまり、瑕疵の先行性が導かれる。¹⁷⁾

以上の三つの要件が充足されれば、買主は、売主に対して、瑕疵担保の責任追及をすることができる。この瑕疵担保を理由とする訴権の出訴期間は、「瑕疵の発見から二年以内」と一六四八条で定められている。

瑕疵担保の効果は、フランス民法典一六四四条に規定されており、「買主は、物を返還し、その代金を返還させるか、または物を保持し、鑑定人によって裁定される代金の一部を返還させるかの選択権を有する」。つまり、原則として、買主は、① 物を返還し、その代金を返還させる売買契約解除訴権と、② 物を保持し、鑑定人によって裁定される代金の一部を返還させる代金減額評価訴権のどちらかを自由に選択した上で、それを売主に対して行使することができる。買主が売買契約解除訴権を選択した場合、買主は、売買目的物と引き換えに代金の返還を請求することができる。

できる。反対に、買主が代金減額評価訴権を選択した場合、買主は、売買を維持した上で、支払った代金額から鑑定人によって評価されたその物の価額を差し引いた価額相当分の減額のみを請求することができる。⁽¹⁸⁾

売主が売買目的物の瑕疵を知っているような不誠実な (mauvaise foi) 売主であった場合、このような売主は「受領した代金の返還の他に、買主に対してすべての損害の賠償義務を負わなければならない」とフランス民法典一六四五条に規定されている。つまり、売主が悪意の場合にのみ損害賠償請求が認められる。ただし、売主が事業者である場合には、目的物の瑕疵を知っているものと推定する「売主悪意の推定 (présomption de mauvaise foi du vendeur professionnel)」が働く。判例によれば、「その職業によって、物の瑕疵を知らないといえない者は、物の瑕疵を知っていた売主とみなすべき」⁽¹⁹⁾であり、「事業者である売主は、物の瑕疵を知らなかったといえない、すなわち、知っていなければならない」⁽²⁰⁾とされている。そのため、事業者である売主が目的物の瑕疵を知らなかったとしても、買主に對して、反証することはできない。この「売主悪意の推定」⁽²¹⁾は、学説でも支持されている。

このように、売主が不誠実な売主であるとされる場合、買主は売買契約解除訴権または代金減額評価訴権を選択し、たうえで行使し、さらに、損害賠償を請求することができる。しかし、売主が売買時に瑕疵を知らなかった場合、売主が事業者である場合を除いて、売主は損害賠償責任を負わない。フランス民法典一六四六条によれば、「売主が売買目的物の瑕疵を知らなかった場合、売主は代金の返還および売買によって生じた費用を買主に償還することについてのみ義務を負う」とされている。

三、適合物引渡義務と瑕疵担保の交錯

1 学説

契約適合性に関する適合物引渡義務と隠れた瑕疵を担保する瑕疵担保について、現在の通説では、前述のとおり、適合物引渡義務は合意された売買目的物を引渡す義務であると解釈されている。これに対して、瑕疵担保は、適合物引渡義務が果たされた後の、売買以前より存在しており、かつ、買主が通常予定していた使用に適さない売買目的物の隠れた瑕疵に対する担保義務であると解釈されている。そのため、両者の区別は明確である。しかし、一時期、一部の学説は、適合物引渡義務の適用領域を拡大すべきであると主張した⁽²²⁾。なぜなら、売買契約において、買主は売買目的物に期待することを契約内容とし、売主はその契約内容にしたがってその物を引渡す義務を負うからである。

よって、売主から引渡された売買目的物が買主の期待していた使用に適さない場合にも、その物は契約に不適合な物となり、売主の適合物引渡義務は尽くされなかったと解釈しうることとなる。その結果として、このような学説による場合、適合物引渡しの領域を拡大して解釈したため、適合物引渡義務と瑕疵担保の区別は、困難となった⁽²³⁾。

そもそも、適合物引渡義務は、単なる売買目的物の物理的な引渡しを行う義務を意味するのではない。その物の性質が契約に適合するか否かをも問題とする義務であると解釈されている。そのため、適合物引渡義務は、売買目的物の使用の観点からみた適合性を担保する瑕疵担保と、適合性という基盤において共通する。この適合性を基盤としてみた場合、適合物引渡義務の不履行責任の領域と瑕疵担保の領域の区別が問題となった。伝統的には、瑕疵概念を限定することにより、その解決が図られてきた。すなわち、瑕疵担保という瑕疵とは、目的物の変質・損傷などの物の不完全な状態のことを意味すると理解され、物の瑕疵と提供された売買目的物が合意された物と異なるということ

は、本質的に区別されてきた。つまり、フランス民法典一六四一条以下に定められた瑕疵担保は、このような物の瑕疵に関する法制度である。これに対して、売買目的物が契約に適合しない場合には、適合物引渡義務の不履行であるとされてきた。⁽²⁴⁾

このような適合物引渡義務と瑕疵担保を明確に区別する伝統的な二元説の考え方に対して、学説から批判がなされるようになった。⁽²⁵⁾ 二元説を批判する学説の立場によれば、提供された売買目的物の適合性は、物質的な観点、つまりその物の同一性だけではなく、機能的な観点、すなわち、買主が予定した使用にも適するべきであるとされている。このような学説は、適合物引渡義務と瑕疵担保の共通要素として認められる売買目的物の適合性という観点から、売主の履行義務の全体的な評価によって、適合物引渡義務と瑕疵担保の一元的把握を行うことを目的としている。

2 学説による判例の整理

このような一元説の主張に応じて、破毀院の判決は、伝統的な二元説の考え方によるものと一元説によるものの二つの流れが存在することとなった。⁽²⁶⁾ 一九八六年二月七日破毀院大法院判決は、隠れた瑕疵を理由とする訴権を行使するときに、買主保護の観点から、一六四八条に規定された短期間という出訴期間の⁽²⁷⁾ 制約を回避することを目的として、瑕疵担保を理由とする訴権ではなく、契約に不適合な物の提供を行ったことを理由とする適合物引渡義務の不履行を追究する訴権を行使することができるとした。つまり、買主の不利益を回避するために、一元説の立場をとったのである。この判決は、隠れた瑕疵の存在する物は契約に適合しないものであると解した上で、⁽²⁸⁾ 「適合物引渡義務は、合意された売買目的物を提供するだけでなく、あるゆる点で追求される買主の目的に合致した売買目的物を、買主に提供する」義務であると判示した。⁽²⁹⁾

一九八六年二月七日破毀院大法廷判決が採用した一元説に基づく適合物引渡義務によると、その義務の範囲は、売買契約の履行後にまで延長され、瑕疵担保の領域にも及ぶこととなった。その後、この大法廷判決を受けて、破毀院第一民事部および商事部の判決は、「適合物引渡しは、当事者間で定められたことに基ついて、適合的な目的物を対象とする」とし、引き渡された物が当事者の予定したことおよび買主の期待しえたことに適合しない場合にも適合物引渡義務違反となると判示した。³⁰⁾この一元説の導入によつて、以上の諸判決は、あらゆる売買目的物の不適合の場合に、適合物引渡義務を拡大して適用することを可能とした。

このように、適合物引渡義務の概念が拡大され、適合物引渡義務と瑕疵担保が融合したことで、売買目的物の瑕疵が瑕疵担保の領域ではなく、適合物引渡義務違反による契約適合性の欠如の領域で処理されることとなった。その結果、売買目的物に隠れた瑕疵があつた場合でも、買主は、瑕疵担保を理由とする訴権ではなく、売主の適合物引渡義務違反を理由とする訴権を行使することが可能となった。

伝統的な二元説の考え方であれば、適合物引渡義務の履行後、売買以前に存在していた買主の予定した使用に適さない売買目的物の隠れた瑕疵に対して、買主は瑕疵担保を理由とする訴権を行使しなければならなかつた。瑕疵担保を理由とする訴権を行使する場合、買主は、フランス民法典一六四八条に定められた売買を行った地の慣習による短期間のうちに訴権を行使しなければならぬ。この短期間を超過すれば、買主は訴権を行使することができないこととなる。しかし、一元説を採用すれば、買主は、売買目的物の隠れた瑕疵に対して、瑕疵担保ではなく、適合物引渡義務違反を理由とする訴権を行使することができる。そして、適合物引渡義務違反を理由とする訴権には、フランス民法典二二六二条³¹⁾によつて三〇年の時効期間が規定されているため、買主は、この三〇年の期間内に訴権を行使す

ばよいこととなる。一元説の採用は、瑕疵担保を追及する訴権の期間を、短期間から三〇年へと実質的な修正をしたのに等しい結果となった。しかし、全ての破毀院判決が一元説の立場をとったわけではない。破毀院の判決の中には、一元説の立場をとるものと二元説の立場をとるものとが競合していた⁽³²⁾。

この適合物引渡義務の概念拡大による出訴期間の問題について、学説から、つぎに述べるような瑕疵担保の独自性を守るべきであるとの激しい批判がなされた⁽³³⁾。その批判とは、諸判決の一元説のように解すると、瑕疵担保が問題となる場合がすべて適合物引渡義務の不履行の問題に解消され、フランス民法典一六四一条以下の瑕疵担保の規定が無効なものとなり、民法典の体系に反するというものである。この批判の影響を受けた後続の判例によって、諸判決の一元説による考え方は否定されることとなった。現在の破毀院の判例によれば、「売主から引き渡された売買目的物が、同一の物として、契約に適合的である売買目的物である限り、その売買目的物に存在している可能性のある欠陥は、瑕疵担保にのみ服し、適合物引渡義務には服さない⁽³⁴⁾」とされており、瑕疵担保に固有の領域が確立されている。

III フランスにおける売主の基本的義務の時的区分

一・留保のない受領 (réception sans réserve)

売主の適合物引渡義務が果たされた後、買主が瑕疵担保を追及できるか否かは、買主による留保のない受領 (réception sans réserve)⁽³⁵⁾ が重要となる。

まず、適合物引渡義務および瑕疵担保については、フランス民法典一六〇三条に規定がある。そして、単なる売買目的物の引渡しと区別された意味での買主による売買目的物の留保のない受領は、契約に定められた性質に適合的に

あることを買主が認容することである。この留保のない受領により売主の適合物引渡義務は消滅する。適合物引渡義務の消滅後、買主は契約の不履行の追及をすることができない。しかし、正当に買主の注意を尽くした検査を免れうる隠れた瑕疵が売買目的物にあった場合には、買主に救済を与えるのが妥当であるとされている。これを基礎づけるのがフランス民法典一六四一条以下に定められた瑕疵担保である。買主が留保のない受領を行った時を基点として、受領より前の契約不適合については適合物引渡義務の適用領域とし、受領より後の隠れた瑕疵については瑕疵担保の適用領域であると区分する。

瑕疵担保の要件で述べたとおり、受領した買主が売主に瑕疵担保を追及する場合、フランス民法典一六四一条によると、瑕疵は隠れていなければならぬと規定されている。瑕疵が隠れていることは、買主が売買目的物に瑕疵があったことを知らないということであり、買主が売主に対して、瑕疵担保を追及するためには、買主が善意であることが必要とされる。

買主の善意については、買主が売買目的物に関して負う注意義務を尽くしたかどうかで明らかとなる。事業者でない買主の場合、一般人の払いうる注意を尽くした上で検査を行った結果、売買目的物に瑕疵を発見することができず、表見の瑕疵が付着していないと判断すれば、その買主は留保のない受領を行う。それにもかかわらず、受領の後、買主がその物を使用した際に現れるのが隠れた瑕疵である。この買主は善意の買主であり、担保義務を追及することができる。しかし、買主が不注意によりその物を留保なく受領した場合、受領後に瑕疵があったとしても、その買主は善意とされないときがある。それは、その瑕疵が注意を尽くして検査をすれば検査の時点で発見することができた場合である。この場合の買主は善意の買主とはならず、瑕疵は隠れた瑕疵とならない。

それに対して、買主が事業者であった場合、事業者である買主は、事業者でない買主より注意義務がかなり高度であるため、瑕疵の認識の推定 (présomption de connaissance des vices) が働くものとされている。すなわち、事業者である買主は売主と同様の知識を有し、売買目的物に精通しているから、その物の品質の評価を十分に行うことが可能であり、原則として、すべての瑕疵を発見することが可能である。したがって、事業者である買主は、事業者でない買主が発見しえなかった瑕疵であっても、その物の瑕疵を知っているものと推定されるのである。つまり、事業者でない買主であれば隠れた瑕疵であっても、事業者である買主であれば隠れた瑕疵ではないとされる場合がありうる。このように、事業者である買主には瑕疵の認識の推定が働くため、売買目的物を受領する際、細心の注意を尽くした検査を行わなければならない。このような検査義務が事業者である買主に課せられているため、売買目的物の欠陥は、原則として表見の瑕疵、すなわち、フランス民法典一六四二条に定められた「表見の瑕疵、および、買主自らが認識しえた瑕疵」⁽³⁶⁾となる。

フランス民法典一六四二条は、「売主は、表見の瑕疵、および、買主自らが認識しえた瑕疵について、責任を負わない」と規定している。学説において、表見の瑕疵は、見れば容易に分かる明白な瑕疵、および、買主による物の検査で明らかにされうる瑕疵であると理解されている。つまり、表見の瑕疵とは、誰が見ても分かる客観的な瑕疵、および、買主が調べれば発見可能な規範的瑕疵のことであり、このことを定めたのが一六四二条であると解釈されている。⁽³⁷⁾ 通説は、表見の瑕疵と買主自らが認識しえた瑕疵の実質的な区別をしていない。⁽³⁸⁾ 一六四二条に定められた表見の瑕疵、および、買主自らが認識しえた瑕疵を一括して表見の瑕疵としている。

このように、買主の善意が瑕疵担保の要件として挙げられるのは、瑕疵担保は、売主が善意であれ悪意であれ、す

なわち、売主が売買目的物の瑕疵を知っているか否かを問わず、売主に課されるものだからである。⁽³⁹⁾ このことについて、フランス民法典でも、一六四三条において、「売主は、隠れた瑕疵を知らなかったときでも、それについて担保義務を負う」と規定している。⁽⁴⁰⁾

二. 受領 (réception)

本来、受領は、買主が売主から売買目的物の引渡しを受けることであり、単なる物の占有の移転である。しかし、売主には契約に適合的な物の適合物引渡義務があり、その義務に基づいて、適合的な物を引き渡す。それに対して、買主が適合物を受領することから、受領は、給付された目的物が契約に適合的な買主の判断を含む。したがって、受領は単なる物の占有の移転ではない。それゆえ、買主は、売主より提供された売買目的物を受領するにあたり、その目的物が契約に適合的であるか否かを判断するため、検査 (control) を行う。⁽⁴¹⁾

この検査は、通常は引渡時に売買目的物が引渡される場所で行われるが、売買目的物に試用が必要な場合、その試用の後に、買主は売主から引渡された物を引き取るか、あるいは、引取を拒絶するかを選択することができる。買主が検査を行った後、その物が契約に不適合であった場合、買主は、契約の定めがあれば、売主に対して、契約で定められた期間内に不適合の内容について通知しなければならない。買主の通知がない場合、その物は、留保なく受領したとみなされ、売主の適合物引渡義務が果たされたこととなる。買主が適合性の検査を行った結果、留保のない受領を行った後に買主が売買目的物に隠れた瑕疵を発見した場合にのみ、買主は、売主に、瑕疵担保を追及することができ⁽⁴²⁾。

買主自身が検査を行った結果、発見することのできる瑕疵は表見の瑕疵である。そして、売主の適合物引渡義務に
対応するかたちで、買主の引取義務があり、買主の引取義務の一環として一六四二条を根拠とする検査義務がある。⁽⁴³⁾
買主は検査義務を前提として、表見の瑕疵を知るべきであったとされる。そして、検査の結果として、買主の認容が
ある。つまり、買主による検査は、買主がその物を確認することにより、その物の契約適合性を確保すると同時に、
売主に対して、その検査結果を通知する前提になるという役割をもつ。

IV おわりに

一. フランスの通説とわが国の法定責任説・債務不履行責任説の比較

以上にみてきたとおり、現在のフランス法の一般的な解釈によれば、売主の基本的義務は、合意による所有権移転
を前提とした適合物引渡義務、および、担保義務である。フランスの通説によれば、適合物引渡義務と担保義務のう
ちの瑕疵担保は、買主による留保のない受領の前後で区分され、その構成は二元的構成となっている。

それは、わが国で主張されている法定責任説と、引渡義務が尽くされた後の売主の法定責任という点で共通する。
しかし、両者は、引渡義務が尽くされたか否かの判断規準の点で異なる。わが国で主張されている法定責任説の中で、
特定物売買の場合において瑕疵担保責任が適用されるとする見解の判断規準は、売主が当該特定物を引き渡したか否
かであり、物の性状はその判断の中に含まれない。すなわち、フランスの通説とわが国の法定責任説の違いは次の二
点にある。まず、第一に、フランスの通説によれば、売買目的物が特定物か種類物かは関係ないが、わが国の法定責
任説によれば、売買目的物が特定物である場合に限られる。そして、第二に、フランスの通説は、売買目的物の契約

適合性の有無が重要であるため、物の性状が契約適合性の中に含まれるが、わが国の法定責任説では、売買目的物の契約適合性の判断に物の性状は含まれず、引渡された物が契約で特定された物か否かに尽きる。

適合物引渡義務の中に物の性状を含ませるフランスの学説による理解は、わが国の債務不履行責任説の立場に近い。もっとも、わが国の債務不履行責任説は、瑕疵担保責任を債務不履行の特則とし、瑕疵担保責任と債務不履行を二元的に捉えていることから、フランスの通説とは異なる。それに対して、債務不履行責任説の中でも、判例による「受領」の法理を基礎とする時的区分説は、フランス法の留保のない受領を規準とする通説と判断規準が類似する。わが国の債務不履行責任説における時的区分説は、「受領」に買主の履行認容の意思的要素を含ませ、債務不履行責任と瑕疵担保責任を「受領」の前後で区分する。それに対して、フランスの通説は、前述したとおり、「受領」に留保という買主の意思的要素を含ませ、適合物引渡義務と瑕疵担保を「留保のない受領」の前後で区分する。つまり、時的区分という観点からは、両者の考え方に大差がないといえる。

このように、「受領」に重点を置くフランスの時的区分の議論を参照すれば、わが国で説かれているような法定責任説と債務不履行責任説の対立の構造は普遍的なものではない。

二. 検討委員会試案に関する若干の考察

「民法（債権法）改正検討委員会」が二〇〇九年三月末にとりまとめた「債権法改正の基本方針」（検討委員会試案）⁴⁴は、売買目的物の瑕疵に対する売主の責任を債務不履行責任であるとして法改正を提案している。検討委員会試案において、売買契約における売主は、契約の合意内容や契約の趣旨および性質に従って、買主に対して、一定の性

能、品質、数量等を備えた物を給付する義務を負うものとされている。それゆえ、売主より給付された物がその性能を備えていない場合には、契約に適合した物が給付されたとはいえない。これが物の瑕疵であるとされている。⁽⁴⁵⁾⁽⁴⁶⁾

瑕疵ある物を受領した買主は、「目的物の受領時、または受領後に瑕疵を知った時は、契約の性質に従い合理的な期間内に」、売主に対して、通知しなければならぬとされている。そのため、検討委員会試案によると、この通知義務を怠った場合、「買主は目的物の瑕疵を理由とする救済手段を行使することができない」。さらに、買主が事業者である場合には、通知義務に加え、検査義務があるものとされている。事業者である買主の検査・通知義務は、現行の商法五二六条に規定が置かれており、この商法の規定が検討委員会試案に組み込まれたものとされている。⁽⁴⁷⁾

検討委員会試案における通知義務において、買主が「知った時」という要件について考えると、それは買主が受領時または受領後に初めて瑕疵を知ったということになるから、結局のところ、買主は、受領時以前に瑕疵を知らなかったということの意味する。したがって、検討委員会試案は、買主の善意、つまり、目的物の受領時に瑕疵が隠れていることを要求しているとも解しうる。このように解すると、検討委員会試案は、現行民法五七〇条とは異なり、「隠れた」という要件を外すと言っているにもかかわらず、⁽⁴⁸⁾買主の通知義務を定めることで、瑕疵が隠れていることを要求していると同様の結果となっている。つまり、検討委員会試案は、隠れた瑕疵を要件とする現行民法五七〇条と変わらないのではないだろうか。

検討委員会試案は、前述したとおり、債務不履行責任と瑕疵担保責任を一元的に捉え、瑕疵担保責任を債務不履行責任であると位置づけている。そのため、検討委員会試案で新たに設けられた売主の不完全な履行に対する追完請求権⁽⁴⁹⁾が、瑕疵担保責任を追及する買主に救済手段として用意されることとなった。

これに対して、瑕疵担保責任が、留保のない受領によって、適合物引渡義務が尽くされた後にもなお残る売主の法律上の責任であるというフランスの学説を参照するならば、一度履行が完了した後に問題となる瑕疵担保責任の内容として、追完請求権が買主の救済手段として、付加的に考慮される余地はあっても、論理必然的に導き出されるわけではない。

瑕疵担保責任の制度趣旨が、履行が完了したことに対する売主の期待と、契約に適合的な物が引き渡されることに對する買主の期待の、両者の期待を鑑みた上でその利益の調整にあると考えるとすれば、現行民法やフランス法のように、損害賠償及び契約の解除、あるいは、代金減額、損害賠償及び契約の解除のみを認めることもまた利益の調整点の一つであり、選択肢の一つである。検討委員会試案のように、買主の追完請求権を一般的に認めるのは、瑕疵担保責任を買主の救済手段として位置づけるものである。それは、買主の期待に重点を置くものであり、選択肢の一つとして評価できる。しかし、一般法としての民法が考慮すべきは、売主と買主双方の利益調整である。買主が利益擁護を図るべき消費者であるならば、消費者である買主は、民法の特別法である消費者法によって保護される道が残されている。

- (1) 大判大正一四年三月一三日民集四卷二一七頁。
- (2) 最判昭和三六年二月二五日民集一五卷一一号二八五二頁。
- (3) 下村正明「履行認容の概念と効果に関する覚書」「阪大法学」一四五・一四六号五〇二頁（一九八八年）、北居功「売主瑕疵担保責任と危険負担との関係」「慶応義塾大学法学研究」六九卷九号一〇〇一頁（一九九六年）、潮見佳男「契約各論Ⅰ」二〇七〜二〇九頁（信山社、二〇〇二年）、森田宏樹「契約責任の帰責構造」三〇八頁（有斐閣、二〇〇二年）、野澤正充「瑕疵担保責任の法的性質①」「法律時報」八〇卷八号一四頁（二〇〇八年）。

- (4) 山本敬三『民法講義Ⅳ—1契約』二七三—二七五頁(有斐閣、二〇〇五年)。
- (5) フランスにおける瑕疵担保責任の法的性質論については、森田教授による先行業績が存在する(森田宏樹「瑕疵担保責任に関する基本的考察(1)」(3)『法学協会雑誌』一〇七卷、号一七一頁以下(一九九〇年)、六号八九五頁以下(一九九〇年)、一〇八卷五号七三五頁以下(一九九一年))。右の森田論文は、フランスにおいて有力学説である一元説に基づくものである。一元説は、物を引渡す義務と瑕疵担保のいずれもが債務の不履行責任であるとし、売主の基本的義務を二元的に捉える立場である。本稿は、フランスにおいて通説とされる二元説を紹介するものである。二元説は、物を引渡す義務と瑕疵担保を二元的に捉える立場であり、留保のない受領をその時的区分としている。
- (6) 本稿におけるフランス民法典の条文の訳は、法務大臣官房司法法制調査部編『フランス民法典——物権・債権関係』法務資料四四二号(一九八二年)を参照した。
- (7) Henri, Léon, Jean MAZEAUD et François CHABAS par Michel DE JUGLART, Léon de droit civil, t. III, 2^e volume, Principaux contrats, 7^e éd, 1987, n° 930, p. 230; François Collart DUTILLEUL et Philippe DELEBECQUE, Contrats civils et commerciaux, 7^e éd, 2004, n° 232, p. 210; Alain BÉNABENT, Droit Civil, Les contrats spéciaux, 7^e éd, 2006, n° 183, pp. 121-122.
- (8) 本稿における *délivrance* は「引渡し」と訳しているが、このように引渡し (*délivrance*) とは、所有権および占有権が買主に移転した後、契約に適合的な物を売主から買主へ引渡すという意味での引渡しである。同様に、引渡しと訳すものと *livraison* があるが、引渡し (*livraison*) は、売買目的物が、売主から買主に、現実かつ物理的に引渡されたという意味での引渡しである (BÉNABENT, op. cit., n° 183, pp. 121-122)。
- (9) MAZEAUD, op. cit., n° 930, p. 230.
- (10) MAZEAUD, op. cit., n° 930, p. 230.
- (11) BÉNABENT, op. cit., n° 183, pp. 121-122.
- (12) BÉNABENT, op. cit., n° 134, pp. 95-96.
- (13) Philippe MALAURIE, Laurent AYNÈS et Pierre-Yves GAUTIER, Les contrats spéciaux, 3^e éd, 2007, n° 512, p. 262; BÉNABENT, op. cit., n° 174, p. 116; 動産売買におけるフランス民法典二六五七条は、買主の引取義務が果たされな

かった場合を規定している。一六五七条によれば、「作物および動産物件の売買については、売買の解除は、引取のために合意された期限の到来のもの、売主のために、法律上当然に「かつ催告なしに生じる」とされている。この規定に基づく売買契約の解除は、裁判上で請求する必要がなく、催告なしで「合意された期限の到来後に行うこと」ができた。

- (14) Frédéric LECLERC, *Droit des contrats spéciaux*, 2007, n° 272, p. 128; MALAURIE, AYNÈS et GAUTIER, *op. cit.*, n° 299, p. 181; 破毀院が「売主が買主からの追求められた目的に、⁴⁶⁾ 異なる点で一致する物を引渡す場合のみ、売主の適合物引渡義務は果たされる」と判断した (Cass. civ. 1^{re}, 20 mars 1989, *Bull. civ.* 1989, I, n° 140, p. 93)。

- (15) MALAURIE, AYNÈS et GAUTIER, *op. cit.*, n° 170, pp. 115-117; BÉNABENT, *op. cit.*, n° 22, pp. 20-21.

- (16) MALAURIE, AYNÈS et GAUTIER, *op. cit.*, n° 270, p. 167.

- (17) DUTILLUEL et DELEBECQUE, *op. cit.*, n° 227, p. 159.

- (18) MALAURIE, AYNÈS et GAUTIER, *op. cit.*, n° 409, pp. 239-241.

- (19) Cass. civ. 1^{re}, 19 janvier 1965, *Bull. civ.* 1965, I, n° 52, p. 39; D. 1965, p. 389.

- (20) Cass. civ. 3^e, 3 janvier 1984, *Bull. civ.* 1984, III, n° 4.

- (21) MAZEAUD, *op. cit.*, n° 988, pp. 294-297.

- (22) Jacques GHESTIN, *Conformité et garantie dans la vente*, L.G.D.J., 1983, n° 209, pp. 199-200.

- (23) DUTILLUEL et DELEBECQUE, *op. cit.*, n° 234, pp. 220-221.

- (24) Geneviève VINÉY et Parice JOURDAIN, *Les conditions de la responsabilité*, 3^e éd., L.G.D.J., 2006, n° 763-2, p. 830;

- (25) BÉNABENT, *op. cit.*, n° 188, pp. 125-126; 森田宏樹「瑕疵担保責任に関する基本的考察」(法学協会雑誌第一〇八巻五号七七九～七八〇頁(一九九一年))。

- (26) BÉNABENT, *op. cit.*, n° 188, pp. 125-126; VINÉY et JOURDAIN, *op. cit.*, n° 763-3, pp. 830-832; 森田・前掲注5 八三頁。

- (27) 当時のフランス民法典二六四八条は、解除しうるほどの重大な瑕疵から生じる訴権が「短期間のうち」に履行されることを要求した。現在のフランス民法典二六四八条は、二〇〇五年二月一七日のオルドナンスによって、訴権を行使しなければならぬ期間が「瑕疵の発見から二年以内」に変更された。

- (28) VINEY et JOURDAIN, op. cit., n° 763-5, pp. 833-834.; 野沢止充「モンボシット」債務不履行——売買の目的物に瑕疵がある場合における売主の救済」フランス法」比較法研究一八頁(二〇〇六年)。
- (29) Cass. Ass. Plén., 7 février 1986, Bull. civ. 1986, Ass. plén., n° 2, p. 2.; D. 1986, p. 293, note BÉNABENT
- (30) Cass. Civ. 1^{re}, 20 mars 1989, Bull. civ. 1989, I, n° 140, p. 93.; Cass. Com., 22 mai 1991, Bull. civ. 1991, IV, n° 176, p. 126.
- (31) 当時のフランス民法典二二六三条にみれば、「すべての訴権は、対物(訴権)であれ、対人(訴権)であれ、三〇年で時効にかかる。この時効を主張する者は、それについて(正)権限を提出する義務を負わない。その者に対しては、悪意から生じる抗弁を申し立てる権利を失ふ」となっている。
- (32) VINEY et JOURDAIN, op. cit., n° 754, pp. 808-811.; BÉNABENT, op. cit., n° 188, pp. 125-126.; 森田・前掲注25 七八三—七九一頁。
- (33) MALAURIE, AYNÈS et GAUTIER, op. cit., n° 286, p. 176.; Jacques GHESTIN et Bernard DESCHÈS, La vente, 1990, n° 763 et s., pp. 822-824.; VINEY et JOURDAIN, op. cit., n° 763-6, pp. 834-836.; 野沢止充「契約の相対的効力と特定承継人の地位」民商法雑誌一〇〇巻四号六四六—六四七頁(一九八九年)。
- (34) Cass. Civ. 1^{re}, 27 octobre 1993, Bull. civ. 1993, I, n° 305, p. 210., Cass. Civ. 1^{re}, 8 décembre 1993, Bull. civ. 1993, I, n° 362, p. 252.
- (35) BÉNABENT, op. cit., n° 188, pp. 125-127.; n° 193, pp. 130-131.
- (36) Paul-henri ANTONMATTEI et Jacques RAYNARD, Droit Civil contrats spéciaux, 4^e éd, 2004, n° 214, pp. 165-167.; MALAURIE, AYNÈS et GAUTIER, op. cit., n° 392, p. 230.
- (37) MALAURIE, AYNÈS et GAUTIER, op. cit., n° 391, p. 230.
- (38) MALAURIE, AYNÈS et GAUTIER, op. cit., n° 390, p. 229.
- (39) 売主の善意および悪意は、損害賠償の範囲に関係する。売主が悪意の場合、フランス民法典一六四五条は、「売主が売買目的物の瑕疵を知っていた場合、売主は受領した代金の返還の他に、買主に対してすべての損害賠償の義務を負う」と規定している。売主が善意の場合、フランス民法典一六四六条は、「売主が売買目的物の瑕疵を知らなかった場合、売主は代金の返還、および、売買によって生じた費用を買主に償還することのみ、義務を負う」と規定しているため、売主に損害賠

償を課してゐた。

- (40) MAZEAUD, op. cit., n° 983, pp. 288-289.
- (41) MALAURIE, AYNÈS et GAUTIER, op. cit., n° 319, pp. 198-199; BÉNABENT, op. cit., n° 193, pp. 130-131.
- (42) DUTILLUEL et DELEBECCQUE, op. cit., n° 235, pp. 214-215.
- (43) VINÉY et JOURDAIN, op. cit., n° 763-2, p. 830.
- (44) 民法（債権法）改正検討委員会編『債権法改正の基本方針』別冊NBL二二六号二七七、二八〇頁（商事法務、二〇〇九年）。
- (45) 前掲注44 九二頁。
- (46) 民法（債権法）改正検討委員会編『詳解・債権法改正の基本方針Ⅱ——契約および債権一般①』一七―二四頁（商事法務、二〇〇九年）。
- (47) 前掲注44 二八一頁。
- (48) 前掲注44 二七八頁。
- (49) 前掲注44 一三二―一三三頁。前掲注46 一九八―二〇九頁。